

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年1月9日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本伝統衣裳保存研究所

(2) 代表者の氏名

廣瀬 知之

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区鷹峯土天井町1番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し、和装に親しむための様々な情報や機会の提供を通して、日本の伝統衣裳である和装文化並びに和装を支える伝統産業の振興と発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年12月24日

(文化市民局地域自治推進室)